

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成24年11月28日	
【会社名】	株式会社クエスト	
【英訳名】	Quest Co., Ltd.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐藤 和朗	
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦一丁目12番3号	
【電話番号】	(03)3453-1181(代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役 山越 千秋	
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦一丁目12番3号	
【電話番号】	(03)3453-1181(代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役 山越 千秋	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	161,120,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	265,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 平成24年11月28日（水）開催の取締役会決議によります。

2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり（以下「本自己株式処分」という。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

3. 振替機関の名称及び住所は以下のとおりです。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	265,000株	161,120,000	-
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	265,000株	161,120,000	-

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
608	-	100株	平成24年12月17日（月）	-	平成24年12月18日（火）

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3. 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割り当てを受ける権利は消滅いたします。

4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みを行い、払込期日に後記払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものとし、

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社クエスト 経営管理部	東京都港区芝浦一丁目12番3号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 田町支店	東京都港区芝五丁目33番1号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
161,120,000	200,000	160,920,000

(注)1. 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分に係る諸費用の概算額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、書類作成費用等の概算であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額160,920,000円については、割当予定先である株式会社ピーエスピーの株式の購入に充てたいします。

これまで当社は同社とビジネスパートナー基本契約(システム運用管理製品の販売)を締結しておりましたが、製品販売に留めることなく、顧客に対するシステム運用管理業務の領域において同社と共同提案することにより、当社の得意とするシステム開発や保守サービス(開発したシステムのメンテナンスサービス)の受注拡大が可能となります。同社との協業関係を密接かつスピード感をもって展開するためには、信頼関係をより強固なものとする資本関係を築くことが適切であるものと判断いたしました。同社株式については、大阪証券取引所「J-NET市場」を通して12月中に購入することを予定しております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要

名称	株式会社ビーエスピー
本店の所在地	東京都港区港南二丁目15番1号
直近の有価証券報告書等の提出日	事業年度第30期(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)平成24年6月15日関東財務局長に提出 事業年度第31期第1四半期報告書(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)平成24年8月10日関東財務局長に提出 事業年度第31期第2四半期報告書(自平成24年7月1日至平成24年9月30日)平成24年11月9日関東財務局長に提出

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術関係		該当事項はありません。
取引関係		「ビジネスパートナー契約」を平成24年1月に締結しています。

c. 割当予定先の選定理由

株式会社ビーエスピーは、インフラ業務(注1)のパッケージ商品を開発し、多くの顧客に販売してきた実績を持っています。また、最近のクラウド・コンピューティング(注2)の流れに沿い、サービスデスク機能を中心としたITサービス全体を適切に管理する仕組みをクラウド上に構築した「日本初」のサービス『LMIS on cloud』(LMIS: Lifecycle Management for IT Service)の販売を平成23年4月より開始しております。当社は『LMIS on cloud』を販売することで、サービス価値の向上をはかるとともに、当社の売上の増進(販売ロイヤリティ収入、運用業務サービスの提供に伴う収入等)を企図するため、平成24年1月に「ビジネスパートナー基本契約書」を締結しております。当社は今後の両社の信頼関係の強化を図るために、同社を割当予定先に選定いたしました。

(注1)

情報システム業におけるインフラ(インフラとは、インフラストラクチャーの略)業務とは、IT(インフォメーションテクノロジー、コンピューター情報システム)における環境のことです。情報システムの基盤であるインフラとは、例えば、社内LANをはじめとした通信設備や、あらゆるシーンで利用されるコンピューターのハードウェアやソフトウェア、ネットワーク、サーバーなどについてお客様の組織構造、規模、業務内容、利用状況などに合わせて最適なものを選択し、最高効率を実現する環境を構築し、運用することが必要なものになります。具体的には、サーバー構築や、LAN、WANなどの情報通信ネットワーク構築から、ストレージ、バックアップなどのデータマネジメントシステム、データキャパシティの管理やOS等のバージョンアップへの対応、トラブルの監視(トラブル発生ウォッチ)、ヘルプデスク対応などになります。

(注2)

クラウドコンピューティングとは、ネットワーク、特にインターネットをベースとしたコンピューターの共用利用形態です。一般のユーザー企業はコンピューター処理をネットワーク経由で、サービスとして利用することになります。この2、3年の間に急速に広まりつつあるサービスであり、インフラ業務においてもクラウドに対応することが急務となっています。

d．割り当てようとする株式の数

265,000株

e．株券等の保有方針

割当予定先からは、互いに株式を持ち合うことで信頼関係の強化を図り売上の増進に繋げることが目的であることから、本自己株式処分により割り当てる株式の保有方針について、中長期に保有する意向であることを確認しております。

また、当社は割当予定先との間で、本自己株式処分による割当を受けた日（平成24年12月18日）から2年間において、割当予定先が本自己株式処分により取得した株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名および住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告し、当該報告に基づく報告を当社が大阪証券取引所に行い、当該報告の内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、内諾を得ており、確約書の発行を依頼する予定であります。

f．払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先の直近の第30期有価証券報告書（平成24年6月15日関東財務局長に提出）および第31期第2四半期報告書（平成24年11月9日関東財務局長に提出）における財務諸表により、本自己株式処分に係る払込みに必要かつ十分な現預金を有していることを確認しております。また、同社との間で総数引受契約を締結する予定であり、本自己株式処分に係る払込みについて確実性があるものと判断しております。

g．割当予定先の実態

当社では、新規に取引を開始する際には、インターネット上に掲載のある情報を分析することで、反社会的勢力との関係がないか調査を行っております。割当予定先である株式会社ビーエスピーに対する調査も同様に行いましたが、問題はないものと判断いたしました。

また、同社は、株式会社大阪証券取引所JASDAQスタンダード市場に上場しております。同社が、暴力団対策法等の趣旨に則り、暴力団等からの不当な要求に応じたり、あるいは暴力団等を利用する反社会的行為は行わないことはもとより、市民に脅威を与える反社会的勢力・団体（以下、特定団体等）とは断固として対応する旨を、同社が株式会社大阪証券取引所に提出した平成24年7月2日付のコーポレート・ガバナンスに関する報告書、並びに同社第30期株主総会招集通知の事業報告「業務の適正を確保するための体制」に記載されていることを確認しております。合わせて当社は同社の取締役との間でヒアリングを実施しており、同社並びに同社の役員及び主要株主等が特定団体等ではなく、特定団体等との関係も一切ないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 処分価格の算定根拠及びその合理性に関する考え方

上記処分価額については、平成24年11月28日開催の取締役会決議日の直前営業日までの3ヶ月間（平成24年8月28日から平成24年11月27日まで）の株式会社大阪証券取引所JASDAQスタンダード市場における当社株式の終値平均値608円（円未満切上）としました。

当該価額608円については、取締役会の決議日である平成24年11月28日の直前営業日（平成24年11月27日）の当社普通株式の終値638円に対して4.7%（小数第2位以下を四捨五入）のディスカウント、直近1ヶ月間（平成24年10月28日から平成24年11月27日まで）における当社株式終値の平均値617円（円未満切上）に対して1.5%（小数第2位以下を四捨五入）のディスカウント、直近6ヶ月間（平成24年5月28日から平成24年11月27日まで）における当社株式終値の平均値603円（円未満切上）に対して0.8%（小数第2位以下を四捨五入）のプレミアムとなります。

これは、平成22年4月1日付の日本証券業協会の『「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(1) 払込金額は、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額（直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直前日の価額）に0.9を乗じた額以上の価額であること。ただし、直近日又は直前日までの価額又は売買高の状況等を勘案し、当該決議の日から払込金額を決定するために適当な期間（最長6か月）をさかのぼった日から当該決議の直前日までの間の平均の価額に0.9を乗じた額以上の価額とすることができる。』を勘案し、特定の一時点を基準にせず一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響など特殊要因を排除できるため、算定根拠として客観性が高く合理的であるとしたものです。これをもとに割当予定先と協議を行い決定したものであり、特に有利な処分価額には該当しないものと判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役全員(全員社外監査役)が、「当社株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準としていること並びに当該発行決議日の直前営業日までの3ヶ月間の当社株式の終値平均値による処分価額が当社の客観的な企業価値を反映していないと疑われる要因は特に見出せないこと、かつ日本証券業協会の『第三者割当増資の取扱いに関する指針』に準拠していることから、特に有利な処分価額には該当していない」との意見を表明しております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

株式会社ビーエスピーに割当てる株式数は、265,000株であり、本自己株式処分前の当社発行済株式5,487,768株の4.83%(議決権の総数50,912個の5.21%)に相当し、これにより一定の希薄化が生じます。しかしながら、当社といたしましては、割当予定先との株式の持ち合いを通じた関係強化により、顧客に対するシステム運用管理業務の領域において同社と共同提案等の機会を促進することで、売上収益の増大に結びつくことが株主価値の向上に繋がるものと考えており、本自己株式処分による処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
内田 廣	神奈川県横浜市金沢区	1,112	21.85%	1,112	20.77%
有限会社内田産業開発	神奈川県横浜市金沢区富岡 西四丁目66番11号	446	8.76%	446	8.33%
クエスト従業員持株会	東京都港区芝浦一丁目12番 3号	383	7.53%	383	7.16%
花輪 祐二	東京都大田区	293	5.76%	293	5.48%
S C S K株式会社	東京都江東区豊洲三丁目2 番20号	268	5.28%	268	5.02%
株式会社ピーエスピー	東京都港区港南二丁目15番 1号	-	-	265	4.95%
S B I V a l u e U p F u n d 1号投資事業有限 責任組合	東京都港区六本木一丁目6 番1号	264	5.20%	264	4.94%
内田 マサ子	神奈川県横浜市金沢区	150	2.95%	150	2.80%
内田 久恵	神奈川県横浜市金沢区	150	2.95%	150	2.80%
有限会社福田製作所	富山県小矢部市谷坪野618 番地	120	2.36%	120	2.24%
計	-	3,188	62.63%	3,453	64.48%

(注) 1. 平成24年9月30日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式数に係る議決権の数を、平成24年9月30日現在の総議決権数(50,912個)に本自己株式処分により増加する議決権数(2,650個)を加えた数で除して算出した数値であり、表示単位未満の端数は四捨五入して表示しております。

3. 当社が保有している割当後の自己株式は42,934株となります(平成24年9月30日現在の所有自己株式数から算出)。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以降本有価証券届出書提出日（平成24年11月28日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成24年11月28日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2. 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の第48期有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

〔平成24年6月26日提出の臨時報告書〕

1. 提出理由

平成24年6月22日開催の当社第48回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成24年6月22日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当は当社普通株式1株につき金30円00銭

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役として佐藤和朗、隅本憲治、兒島賢、塚田治樹、山越千秋、清沢一郎及び山口哲弘を選任する。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役として上柳敏郎、小西和雄及び堀井啓祐を選任する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として椿茂実を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	40,706	7	0	(注)1	可決(99.98%)
第2号議案				(注)2	
佐藤 和朗	40,566	147	0		可決(99.64%)
隅本 憲治	40,608	105	0		可決(99.74%)
兒島 賢	40,612	101	0		可決(99.75%)
塚田 治樹	40,612	101	0		可決(99.75%)
山越 千秋	40,611	102	0		可決(99.75%)
清沢 一郎	40,569	144	0		可決(99.65%)
山口 哲弘	40,564	149	0		可決(99.63%)
第3号議案				(注)2	
上柳 敏郎	40,642	71	0		可決(99.83%)
小西 和雄	40,565	148	0		可決(99.64%)
堀井 啓祐	40,657	56	0		可決(99.86%)
第4号議案				(注)2	
椿 茂実	40,602	111	0		可決(99.73%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第48期)	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	平成24年6月25日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第49期第2四半期)	自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日	平成24年11月9日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年11月8日

株式会社クエスト
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久保伸介 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂東正裕 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社クエストの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成24年7月1日から平成24年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社クエスト及び連結子会社の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年6月22日

株式会社クエスト

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久保 伸介 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂東 正裕 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社クエストの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社クエスト及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社クエストの平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社クエストが平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年6月22日

株式会社クエスト

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久保 伸介 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂東 正裕 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社クエストの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第48期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社クエストの平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。